

逗子市市民災害見舞金支給条例

逗子市市民災害見舞金支給条例(昭和 44 年逗子市条例第 12 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 [この条例](#)は、交通事故その他の災害を受けた市民に対して災害見舞金を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 [この条例](#)において「災害」とは、次に掲げる日本国内での事故、災害等であつて、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けないものをいう。

- (1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 72 条第 1 項に規定する交通事故
- (2) 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和 48 年法律第 113 号)第 2 条の 2 第 1 項に規定する航空事故及び同法第 2 条の 2 第 4 項に規定する鉄道事故
- (3) [前 2 号](#)以外の公共交通機関の事故
- (4) 被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)第 2 条第 1 号に規定する自然災害
- (5) 火災又は爆発による事故
- (6) その他市長が特に必要と認めたもの

2 [この条例](#)において「被害者」とは、災害を受けた者をいう。

(対象となる被害)

第 3 条 災害見舞金(以下「見舞金」という。)は、被害者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合に、被害者又は規則で定める被害者の遺族(以下「見舞金対象者」という。)に支給する。

- (1) 死亡したとき(災害発生後 30 日以内に当該災害を原因とし、死亡したときを含む)。
- (2) 傷害を受け、その治療のため 7 日以上入院したとき。

- (3) その居住する市内の住宅が全焼、全壊又は流失したとき。
 - (4) その居住する市内の住宅が半焼、半壊又は床上浸水したとき。
- 2 見舞金対象者は、災害を受けたときにおいて、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者でなければならない。

(平24条例20・一部改正)

(見舞金の区分及び金額)

第4条 見舞金の区分及び金額は、[別表](#)のとおりとする。

(欠格事由)

第5条 見舞金は、災害の原因が見舞金対象者の故意又は重大な過失によるものである場合には支給しない。

2 見舞金は、[逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例\(昭和49年逗子市条例第27号\)第2条](#)により災害弔慰金が支給される者には支給しない。

(支給の方法)

第6条 見舞金は、見舞金対象者の申請により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から6月以内に市長に申請しなければならない。

(委任)

第7条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 [この条例](#)の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、[この条例](#)による改正前の逗子市民災害見舞金支給条例の例による。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

| 第 3 条第 1 項 の区分 | 金額 | |
|--------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 第 1 号(死亡) | 700,000 円 | |
| 第 2 号(入院) | 入院 1 日につき 2,000 円(ただし、入院 30 日を限度とする。) | |
| 第 3 号(住宅の全壊等) | 1 人世帯 | 2 人以上世帯 |
| | 30,000 円 | 100,000 円 |
| 第 4 号(住宅の半壊等) | 1 人世帯 | 2 人以上世帯 |
| | 20,000 円 | 50,000 円 |